

防研企第 1 1 6 0 号
令和 5 年 1 2 月 7 日
防研企第 1 2 2 5 号
令和 5 年 1 2 月 2 6 日

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長
(公 印 省 略)

防衛研究所における専門研究員の取扱いについて（通達）

標記について、別紙のとおり実施されたい。

添付書類：別紙

防衛研究所における専門研究員の取扱い

1 目 的

この通達は、防衛研究所の調査研究業務に携わる所員の処遇向上を図るため、対外的に「専門研究員」と肩書を呼称することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 資 格

専門研究員は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、副所長、研究幹事、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下「各部長等」という。）から推薦があり、防衛研究所長（以下「所長」という。）が指定した者とする。

- （1）所員に補職され、防衛研究所の調査研究業務に携わる者のうち、博士の学位を授与されている者
- （2）一定の研究、教育業績が認められる者又は防衛研究所の調査研究業務に関し顕著な功績が認められる者

3 専門研究員の指定手続き

- （1）専門研究員の指定を希望する各部長等は、専門研究員候補者推薦状（付紙様式第1）及び人事記録（写）を合わせて所長に提出することにより、専門研究員の候補者を推薦する。
- （2）専門研究員候補者の指定に関する可否の審議は、別に定める防衛研究所人事委員会で行うものとする。
- （3）所長は、審議結果を踏まえ、専門研究員を指定するものと決定した場合、候補者に所長名による指定書（付紙様式第2）を発行する。

4 肩書を指定する期間

肩書を指定する期間は、所員として調査研究業務に携わる期間とする。ただし、専門研究員が専門研究員として相応しくない行為をはたらいた場合、所長は専門研究員の指定を取り消すことができるものとする。

令和 年 月 日

専門研究員候補者推薦書

部長（企・政・理・地・教）
戦史セ長・特研官（国図・政策）
氏 名

以下の者を、専門研究員候補者として推薦します。

- 1 所属
- 2 階級氏名
- 3 防衛研究所所属年月日
令和 年 月 日
- 4 学位
- 5 主な職歴（防衛研究所での勤務歴等）
- 6 主な研究分野及び業績
- 7 推薦理由

(記号) 第 号

令和 年 月 日

指 定 書

所 属 防衛研究所

階級氏名

専門研究員に指定する。

指定日付 令和 年 月 日

指 定 者 防衛研究所長 公印